

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

職員の仕事と子育ての両立を推進するとともに、職場全体のより働きやすい環境を作るため、次世代育成支援対策に関する行動計画を次のように策定します。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：ワーク・ライフ・バランスを推進するための職場環境の改善に努める。

- (対策) ① 学内保育所の運営  
② 学内学童保育所のプログラムの充実に努める。※  
③ 大学入学共通テスト等、土日勤務の際の育児を支援する。※  
④ お昼休みを利用した介護相談会を実施する。※  
⑤ ベビーシッター割引制度による育児支援を行う。  
⑥ 授乳室、休憩室、トイレの育児設備（おむつ交換台・チャイルドシート）の整備等、職場環境の改善に引き続き努める。  
⑦ 多世代が交流できる空間の確保について検討する。

目標2：ワーク・ライフ・バランスを推進するため、時間外労働の縮減、年次有給休暇取得の促進等を図る。

- (対策) ① さらなる業務の合理化・効率化の推進を行う。  
② ノー残業デーや超過勤務縮減推進月間の設定、午後5時15分以後の会議開催の原則禁止。  
③ 計画的な年次有給休暇の取得促進を図るため、取得計画表の作成を徹底する。  
④ 夏季休暇及び週休日等を利用した連続休暇の取得を促す。  
⑤ 管理職が率先して年次有給休暇を取得するよう努めるとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成する。  
⑥ ライフイベント（育児・介護）期間中の教員については、授業担当、研究以外の委員会業務等を軽減又は免除する。  
⑦ 病児保育については、運用状況を検討しつつ、利用方法等を改善していく。  
⑧ 単身赴任中の教員については、授業、会議等の時間帯に配慮する。  
⑨ 職員、特に管理職の意識改革に向けて効果的な研修会等を実施する。  
⑩ 男性の育児休業率を高める。  
⑪ 業務の見直し及びICTの活用等を進め、テレワークの導入を検討する。

目標3：ワーク・ライフ・バランス推進支援に関わる情報を積極的に発信する。

- (対策) ① 各種休暇制度、育児休業手当金、勤務制限、地域の保育サポート情報等を積極的に発信する。  
② 育児・介護等に関する相談体制についての情報を発信する。  
③ 育児休業、育児短時間勤務制度利用者の代替要員の補充ができることを広報する。  
④ 構成員に対し育児休業取得促進や長時間労働の縮減に向けて意識改革を促す。  
⑤ 介護に関わる情報を発信する。

ただし、上記※を付した項目については、名古屋大学において先行実施する。